

(表面より続き)

「規約改正案」「選挙管理規定改正案」「選挙規定改正案」

●執行委員への立候補で『組合員の経歴が一年』という期間は、短いのではないのでしょうか？

(執行部) まずは、一年間は組合員として労働組合の運動を見て理解して頂きたい。そのために一年という期間を設定しました。

「文体活動規定改正案」

●新たにクラブポイント制にするの事ですが、明番の部員に対しては『安全・安心』を考えると、部としても強制的に明番集会などに出席させる様な事は出来ません。出席する人数が少ないと、今まで支給されていたクラブ補助金額よりも少なくなってしまう事が考えられるのですが？

(執行部) 明番集会だけではなく、上部団体の運動など、組合活動に協力して頂いた行動や動員に対しても補助します。そのため当初70万の文体部補助金予算金額を100万円に増額する事を提案します。

●他のクラブにも所属しているレジャー部の部員が、ポイント符与にな



▲議案を真剣に審議する中央委員の方々

る所属クラブ記入欄で、ゴルフ部や野球部など、他のクラブ名を記載してしまい、レジャー部が損をしてしまっているのですが。
(執行部) 各クラブの資質の問題です。レジャー部の部員が、レジャー部と自信を持って記載出来る活動を行なってください。
以上の質疑応答のあと、全ての議案・報告について承認を得て、第三十八回定期大会に提案する事が決議されました。



その後、福島書記長が「労使協議会」の申入について説明を行ないました。(左記申入書参照)



東洋交通労組発 37-11号
2011年10月2日

東洋交通株式会社
代表取締役社長 川鍋 一朗 殿

東洋交通労働組合
執行委員長代行 菊池 るみ



秋季・年末問題での労使協議会の申入書

先月開会した「2012年通常国会」では、「タクシー事業法」の制定を目指して労・使で政党・政治家・世論への働きかけを行ってまいりましたが、残念ながら国会への提案を行うにまで至りませんでした。今後、労・使共に「タクシー事業法」の制定に向けて、政党・行政・世論への働きかけを一層強化することが必要です。

東洋交通の2012春闘の団体交渉において、経営側から「タクシー事業法が制定された場合、労働者負担の撤廃については真剣に協議をする」事が表明され、その「表明」を評価し不満は残りますが春闘は妥結しました。

「減・休車」によって、賃金は若干の上乗せになっていますが、未だに30年前の賃金水準に落ち込んでいます。東洋交通においても、「タクシー事業法」の制定が実現するまで、賃金・労働条件の改善を待てる状況ではありません。労・使で推進してきた「タクシー事業法」の目的は「タクシー乗員の賃金・労働条件の改善」です。東旅協の副会長である川鍋社長は、業界の先頭を切って賃金・労働条件の改善を、是非とも実現して頂きたい。

厳しい情勢の中で、より良い労働者の確保と、利用者サービスの向上と、「法令遵守」「安全・安心」を確実に実現するためにも、以下の項目について早急に解決するよう労使協議会の開催を申し入れます。

記

- 1, 「未収手数料5%の撤廃」すること。
- 2, 「首都高速帰路料金会社負担」について見直しを以下のように行うこと。
 - ① 現行の「首都高速帰路料金会社負担」については、最大900円までを会社負担とする事。
 - ② 首都高犬宮線と継続の首都高5号線の帰路料金は最大900円は会社負担とする事。
- 3, 練馬営業所の恒常的な赤字を解消するため、東洋交通本社に統合する事。
- 4, 東洋交通総務部が4階に移転になったが、不便で効率が悪いので1階に戻す事。
- 5, バイク置き場を整備・拡張する事。
- 6, 「2013年度出番表」を12月中旬に準備する事。

「SKC移転問題」での労使協議の結果

十月十五日から三日間、「SKC移転反対ピラ」の配布でお騒がせしましたが、十七日に川鍋社長と直接協議し、その後東洋交通の実務責任者である武田部長と継続協議を行ないました。その結果、「今回の『SKC移転問題』については、『ゼロベースにする』という事を確認しました。更に、「今後も労働環境の変更事項については、必ず事前に協議を行なう」事を再確認しました。
川鍋社長の判断に感謝致します。
ご協力頂いた組合員の皆さん有り難うございました。